# 公益財団法人日本デザイン振興会の名義使用に関する規程

制 定 平成28年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本デザイン振興会(以下「振興会」という。)の名義使用に関する必要な事項を定める。

#### (定義)

- 第2条 この規程において「名義使用」とは、振興会がその趣旨に賛同し承認する「共催」、「協力」、「協賛」、及び「後援」する事業に対する振興会名義を使用することをいう。
- 二 この規程における使用用語の定義は次のとおりとする。
- (1) 「共催」

第三者が主催する催し(博覧会、見本市、講演会、記念行事その他の行事等)について、主催者と共同でその催しを開催することをいう。

(2) 「協力」

第三者が開催主体となる催しについて、振興会がその趣旨に賛同し、協力することをいう。

具体的には、場所の提供や催しの告知協力、振興会が有するリソース等を無償で提供するなど、催 しを進行する上で特定の役割を受け持つことを含むものとする。

(3) 「協賛」

第三者が開催主体となる催しについて、振興会がその趣旨に賛同し、応援・援助をすることをいう。

(4) 「後援」

第三者が開催主体となる催しについて、振興会がその趣旨に賛同し応援・援助する場合であって、その催しへの関与が、原則として「名義使用の承認」に限る場合をいう。

但し、主催者より「協賛」として振興会の名義を使用したい旨の申し出があった場合は、「後援」 に準ずるものとして運用が可能な場合に限り、「協賛」の名称を使用する場合がある。

# (対象事業)

第4条 名義を使用することができる事業は、振興会定款第3条及び第4条の目的に沿うものでなければならない。

### (承認基準)

- 第5条 振興会は次の条件に適合する場合に、該当する名義の使用を許可する。
- 一 次の各号に該当する主催者の催し
- (1)振興会の賛助会員
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 公共性が認められる非営利団体
- (5) 新聞、放送その他の報道機関等公共性が認められる団体
- (6) 学校または学術研究機関

- (7) 前各号に定めるもののほか、理事長が振興会の事業の趣旨と目的に適合すると認めたもの
- 二 次の各号に該当する事業
- (1) デザイン振興に寄与し広く一般に公開されること
- (2) 特定の宗教、政党に関係していないこと
- (3) 開催意図が営利を目的としていないこと
- (4) 開催意図が特定企業、特定商品、サービスの宣伝等少数者の利益を目的としていないこと
- (5) 公序良俗に反していないこと
- 三 本条第一項、第二項に定めるもののほか、承認される事業は次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 主催者の事業遂行能力が十分であること
- (2) 公衆衛生、災害防止等について、十分な安全対策が講じられていること
- 四 前項の規定にかかわらず当該催しの内容等から判断し、理事長が特に必要であると認めた場合は該当する名義の使用を許可する。

#### (申請手続)

- 第6条 振興会名義の使用(「協力」、「協賛」、及び「後援」)の申請をしようとする機関は、理事 長あてに所定の様式による「名義使用申請書」(様式1号)等を提出しなければならない。
- 二 前項の申請書に添付すべき書類を次の各号に定める。
- (1)機関の名称、代表者名、定款・寄附行為等、役員名簿、所在地、連絡先等のその他の主催者に関する書類
- (2) 催し等の企画書、実施要領その他の催し等の概要に関する書類
- (3) 催し等の収支予算書
- (4) その他必要書類

# (承認)

第7条 理事長は、本規程により名義使用を承認した場合は、申請を行った機関に対し、「名義使用承諾書」(様式2号)により通知する。

### (事業実施報告)

第8条 名義使用の承認を受けた機関は、事業終了後速やかに「事業実施報告書」(様式3号)により、 理事長に実施事業の報告をしなければならない。

#### (承認の取消)

- 第9条 次の各号いずれかに該当する場合は、第7条の規定による承認を取消すとともに、以降の事業 に対する名義使用については、原則として行わないものとする。
  - (1) 第6条の規定による申請内容が虚偽の場合
  - (2) 振興会の指示事項、名義使用上の条件に反する場合

- (3) 前条の規定による「事業実施報告書」を提出しなかった場合
- (4) その他、理事長が不適切と判断した場合

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、別途個別に協議の上、理事長が決定することとする。

# 附則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

本規程の制定により、「公益財団法人日本デザイン振興会後援名義使用に関する規程(平成21年8月 5日制定)」は廃止する。

(様式1号) 名義使用申請書

(様式2号) 振興会回答様式

(様式3号) 事業実施報告書